

夏季の省エネルギー対策について

【資源エネルギー庁からのお知らせ】

九州運輸局を通じて、資源エネルギー庁より、エネルギー需要の増大を背景としたエネルギー市場の不安定化、並びに地球温暖化防止のための省エネルギー対策の取組みについて、下記の通り協力要請がありましたので、お知らせいたします。

●取組期間

平成29年6月から9月まで

●運輸関係の取組項目

(1) 運輸分野における省エネ法に基づくエネルギー管理の実施

旅客輸送事業者、貨物輸送事業者及び荷主においては、省エネ法の判断基準に基づく取組方針の策定など、適切なエネルギー管理を実施すること。

(2) 公共交通機関の利用促進

通勤及び業務時の移動並びに休暇におけるレジャー等の人の移動においては、できる限り公共交通機関を利用すること。また、近距離の移動については、徒歩や自転車での移動を図ること。

道路交通混雑の緩和のための時差通勤の促進に積極的に取り組むこと。

(3) エネルギー消費効率のよい輸送機関の選択

自動車の購入に当たっては、政府、事業者等が提供するエネルギー消費効率に関する情報を参考として、環境性能に優れた自動車（エコカー）の導入に努めること。

貨物輸送に際しては、輸配送の共同化等による積載効率の向上、鉄道や内航海運といった大量輸送機関の積極的活用等、物流の効率化を図ること。

(4) エコドライブの実践

自動車を利用する場合には、エコドライブ10のすすめ（ふんわりアクセル、減速時は早めにアクセルを離す、ムダなアイドリングはしない、タイヤの空気圧を適正に保つ等）の実践、交通渋滞の軽減に資するシステムの利用（VICS及びETC2.0サービスの活用等）等とともに、自動車の利用をできる限り控えることにより省エネルギーに努める。また、バイオマス燃料等温室効果ガスの排出の少ない燃料の選択、使用に努めること。

本取組みの詳しい内容につきましては、資源エネルギー庁のホームページ

(<http://www.meti.go.jp/press/2017/05/20170529007/20170529007.html>) をご覧下さい。

以上